

# 神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会報告書の概要

平成24年3月29日 広域行政課

## 1 研究会設置に至る経緯

平成22年1月、総務省は地方行財政検討会議を設置し、地方自治法の抜本的な見直し案を取りまとめることとしたが、同会議には本県が行った地方自治法の抜本改正を求める提案も資料として提出された。

一方、子ども手当の地方負担に係る法制上の問題点等について検討を行うため本県が設置した「国の政策と自治行財政権に係る検討会議」は、平成22年5月、国が一方的に財政負担義務を地方自治体に課すことは憲法上保障された自治財政権を害するものと評価する余地があるという結論を出すとともに、こうした事態の再発を防ぐため、自治行財政法制の抜本的な再検討が求められると提言した。

こうした状況を背景に、本県としても自治行財政権をはじめとした地方自治法制の更なる調査及び研究を行う必要があることから、平成22年10月に「神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会」（座長：兼子仁東京都立大学名誉教授）を設置した。以来、研究会開催を重ね、このたび報告書を取りまとめた。

## 2 報告書の概要

### ア 県をめぐる広域自治をどう考えるか

- ・ 都道府県による広域行政の役割

市町村行政をバックアップすること、国の出先機関の受け皿を示していくこと、国と市町村の間を調整することなど、都道府県の広域行政の役割は国との関係を含めて改めて必要視される。

- ・ 大都市自治体と都道府県との関係

大都市自治体は近隣市町村を含めて地域発展の中核となる役割が期待される。しかし、指定都市の独立により、都道府県による広域機能の発揮を妨げることなどが懸念される。

- ・ 自治体の広域連携の位置づけ

広域連携の形態は様々であるが、都道府県、市町村ともに事業内容ごとに適正な範囲で連携を進めるべきである。

### イ 地方自治法の抜本改正に望むもの

- ・ 地方自治法の規律緩和と自治基本条例の関係

自治基本条例で自らの組織・運営の基本的仕組みを定められるよう、地方自治法の規律緩和を要求していくことが望ましい。

- ・ 住民投票の位置づけ

投票結果により自治体の意思を決定する住民投票の法定は自主的な住民投票を阻害するおそれがあることから、法定対象を限定し、自治体が条例による諮問型の住民投票を活用していくことが望ましい。

## ウ 自治税財政の抜本改革をめざす

- ・ 財源の移転における国の関与のルール化

補助金を「一括交付金」に置き換えているが、補助金等適正化法の適用などで省庁の関与はなくなっていない。財源移転や事務配分における国と自治体間の手続について、しっかりとした関与のルールを定めていくことが必要である。

- ・ 財政調整制度の抜本見直し

国と地方を通じて包括的に配分を調整するのが、本来の財政調整である。現在の財政問題の本質は、調整に当たって地方が意思決定に関与できないことにある。今後の財政調整では地方を意思決定に関与させ、国と地方の共同決定により行うことを目指すべきである。

## 〔参考〕

神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会委員名簿

氏名	職（専門分野）
座長：かねこ まさし 兼子 仁	東京都立大学名誉教授（行政法）
いしかわ けんじ 石川 健治	東京大学大学院法学政治学研究科教授（憲法）
いわはし たけさだ 岩橋 健定	弁護士
かない としゆき 金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政学）
かねこ じんよう 金子 仁洋	評論家
きむら たくまる 木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授（行政法）